

香港登記企業の外国人スタッフにかかる中国本土ビザ申請の緩和について

1. 香港登記企業の外国人スタッフにかかる中国本土ビザ申請の緩和について

香港政府は、香港に登記された企業で働く外国人スタッフが中国本土への数次渡航査証（マルチビザ）を申請できるようになった2023年10月から2024年4月までの期間で、合計19,000件の申請が許可されたことを発表しました。

昨年より開始したこの方針は、香港に登記された企業で働く外国人スタッフは国籍に関係なく中国本土への渡航が2年以上可能なマルチビザを申請できることとなり、このうち非中国国籍の香港永住資格を持つ者は最長5年のマルチビザを申請することが可能となっています。

条件に該当する外国人スタッフはビザ申請時に、香港での就労を証明する書類をビザ申請サービスセンターに提示すれば手続きを受けることができ、対象となるビザは、Mビザ（ビジネス）、Lビザ（観光）、Cビザ（乗組員）、Q2ビザ（中国国民または中国永住資格を有する外国人の家族または親族、中国滞在期間180日以内）、S2ビザ（中国の在留資格を持つ外国人の家族、またはその他の私用で私的理由により中国に滞在する必要がある者、同180日以内）となります。

また、中国国家移民局が2024年5月6日よりMビザ（ビジネス）の滞在期限を7日から14日に延長し、これにより、香港で勤務している日本人従業員が出張等で中国に渡航することがさらに容易になることが期待されます。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心16樓1629A-30室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。